

## 第3章 公認会計士試験の実施

### 1. 概説

#### (1) 試験の執行

公認会計士試験は、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）。

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、合格の決定の取消し、受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務を各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

（注）試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれており、試験委員は試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

#### (2) 試験制度の見直し（平成15年法改正）

公認会計士試験制度については、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験し易くすることを主な目的として、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付け変更などを内容とする大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

（注）旧試験制度の下での会計士補制度は廃止されたが、新試験制度における短答式試験に合格したものとみなすなど、一定の経過措置が設けられている。

#### (3) 実施面の改善

審査会は、平成18年からの新試験制度移行後も、審査会の下に設置した公認会計士試験実施検討グループにおいて、実施面の改善の検討を行い、その検討結果を「公認会計士試験実施の改善について」として取りまとめ、公表した（平成19年10月）。

審査会では、その内容を踏まえ、平成20年試験より公認会計士試験実施の改善を順次図り、平成22年試験からは、短答式試験を年2回実施している（平成21年12月第I回、平成22年5月第II回）。

(参考) 試験実施面での主な改善策

○ 短答式試験

- ・ 基本的な問題を幅広く出題し、問題文・選択肢は簡素化する。
- ・ 従来の2週間の週末にわたる2日間の実施日程を短縮し、週末1日の試験とする。
- ・ 短答式試験を年2回実施する。

○ 論文式試験

- ・ 思考力、判断力、応用能力、論述力等を問う問題とし、出題範囲を短答式試験より絞り込む。
- ・ 従来の企業法、民法の2科目のほかに、新たに会計学、監査論、租税法の3科目についても、法令基準等を受験時に配付した上で試験を実施する。
- ・ 従来の平日3日間の実施日程を、例えば、金土日といった連続する平日1日、週末2日の試験とする。

## 2. 現行試験制度

公認会計士試験は、短答式(択一式)及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。短答式試験は、平成22年試験から年2回実施している。なお、受験資格による制限は設けられていない(P124 資料3-1 参照)。

(注) 試験は、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県において実施。

### ① 短答式試験

・ 試験科目

必須4科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

・ 合格基準

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

(参考) 過去の合格点

| 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------|-------|-------|-------|
| 69%   | 65%   | 65%   | 70%   |

(注) 各年とも1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

- ・ 試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、当該試験の合格発表日から起算して2年を経過する日まで、申請により短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において3年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等や会計専門職大学院修了者などについても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

(参考) 平成18年以降の免除件数(延べ件数。平成22年3月31日現在)

|            |                          |         |
|------------|--------------------------|---------|
| 全部免除       | 司法試験合格者                  | 288 件   |
|            | 商学、法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者 | 86 件    |
| 一部科目<br>免除 | 税理士資格取得者等                | 1,420 件 |
|            | 会計専門職大学院修了者              | 1,403 件 |
|            | 会計又は監査に関する実務経験者          | 61 件    |

## ② 論文式試験

- ・ 試験科目

必須4科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目(次の4科目のうち1科目)：経営学、経済学、民法、統計学

- ・ 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員により採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

(参考) 過去の合格点

| 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------|-------|-------|-------|
| 52%   | 51%   | 51%   | 52%   |

(注) 各年とも1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

・ 試験科目の一部免除

論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は（注）、免除資格取得後２年間、申請により論文式試験の当該科目の免除を受けることができる。

また、大学等において３年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者などについても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

（注）試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

（参考）平成 18 年以降の免除件数（延べ件数。平成 22 年 3 月 31 日現在）

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 税理士資格取得者                     | 502 件 |
| 司法試験合格者                      | 288 件 |
| 不動産鑑定士試験合格者                  | 133 件 |
| 商学、法律学、経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者 | 94 件  |

### ３．公認会計士試験の実施状況

#### （１）平成 21 年公認会計士試験

平成 21 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

#### ＜平成 21 年公認会計士試験実施スケジュール＞

| 区 分   | 試験委員<br>発 令    | 願書受付<br>開 始   | 願書受付<br>締 切   | 試験期日                    | 合格者発表          |
|-------|----------------|---------------|---------------|-------------------------|----------------|
| 短 答 式 | 20 年 12 月 10 日 | 21 年 2 月 13 日 | 21 年 2 月 27 日 | 21 年 5 月 24 日           | 21 年 6 月 26 日  |
| 論 文 式 |                |               |               | 21 年 8 月 21 日<br>～ 23 日 | 21 年 11 月 26 日 |

《平成21年公認会計士試験結果の概要》

| 区 分            |                               |                                     |             | (参考)<br>平成20年<br>試験           |                                     |         |
|----------------|-------------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------|-------------------------------------|---------|
|                | 短答式試験<br>受験者<br>(免除者を<br>含む。) | 短答式試験<br>みなし合格者<br>(旧第2次試<br>験合格者等) | 平成21年<br>試験 | 短答式試験<br>受験者<br>(免除者を<br>含む。) | 短答式試験<br>みなし合格者<br>(旧第2次試<br>験合格者等) |         |
| 願書提出者 (a)      | 20,443人                       | 812人                                | 21,255人     | 19,736人                       | 1,432人                              | 21,168人 |
| 短答式試験受験者 (b)   | 17,371人                       | —                                   | 17,371人     | 16,217人                       | —                                   | 16,217人 |
| 短答式試験合格者 (c)   | 2,289人                        | —                                   | 2,289人      | 3,515人                        | —                                   | 3,515人  |
| 短答式試験合格率 (c/b) | 13.2%                         | —                                   | 13.2%       | 21.7%                         | —                                   | 21.7%   |
| 論文式試験受験者 (d)   | 5,361人                        | 812人                                | 6,173人      | 7,034人                        | 1,429人                              | 8,463人  |
| 最終合格者 (e)      | 1,916人                        | 313人                                | 2,229人      | 3,024人                        | 601人                                | 3,625人  |
| 論文式試験合格率 (e/d) | 35.7%                         | 38.5%                               | 36.1%       | 43.0%                         | 42.1%                               | 42.8%   |
| 合格率 (e/a)      | 9.4%                          | 38.5%                               | 10.5%       | 15.3%                         | 42.0%                               | 17.1%   |

(注) 「短答式試験受験者(免除者を含む。)」欄の「論文式試験受験者」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む。

① 願書提出者

平成21年公認会計士試験の受験願書提出者は、21,255人となっている。このうち、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(812人)を除く受験願書提出者は20,443人であり、前年の19,736人に比べ707人(3.6%)増加した。

② 短答式試験

- ・ 短答式試験受験者 17,371人
- ・ 短答式試験合格者 2,289人(合格率13.2%)

短答式試験は、受験願書提出者(21,255人)から、平成19年又は平成20年の短答式試験合格者で平成21年の短答式試験を免除された者(2,956人)、大学教授・司法試験合格者等の免除者(116人)及び旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(812人)を除いた17,371人が受験し、合格者は2,289人となった(合格率13.2%)。

(参考) 当該試験の合格者は、総点数の70%以上を取得した者。ただし、1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

### ③ 論文式試験

- ・ 論文式試験受験者 6,173 人  
うち短答式試験受験者（免除者を含む。）5,361 人
- ・ 最終合格者 2,229 人（合格率 10.5%）  
うち短答式試験受験者（免除者を含む。）1,916 人（合格率 9.4%）

論文式試験は、平成 21 年の短答式試験合格者（2,289 人）に、平成 19 年又は平成 20 年の短答式試験合格者で平成 21 年の短答式試験が免除された者（2,956 人）、大学教授・司法試験合格者等の免除者（116 人）及び旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者（812 人）を加えた 6,173 人が受験し、最終合格者は 2,229 人となった（論文式試験合格率 36.1%）。このうち旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は 1,916 人となった（P125 資料 3－2 参照）。

（参考 1）当該試験の合格者は、52.0%以上の得点比率を取得した者。ただし、1 科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

（参考 2）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.5%。

（参考 3）合格者の年齢別では、30 歳未満が全体の 76.0%を占め、平均年齢は 26.8 歳であった。なお、最高年齢は 64 歳、最低年齢は 18 歳であった。

（参考 4）合格者の職業別では、「会計士補」が 290 人（構成比 13.0%）、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 1,384 人（構成比 62.1%）、「会社員」が 84 人（構成比 3.8%）、「無職」が 325 人（構成比 14.6%）となっている。なお、女性は 402 人（構成比 18.0%）となっている。

### （2）平成 22 年公認会計士試験

平成 22 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

#### 《平成 22 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）》

| 区 分             | 試験委員<br>発 令    | 願書受付<br>開 始   | 願書受付<br>締 切   | 試験期日                   | 合格者発表          |
|-----------------|----------------|---------------|---------------|------------------------|----------------|
| 第 I 回<br>短 答 式  | 20 年 12 月 10 日 | 21 年 9 月 4 日  | 21 年 9 月 18 日 | 21 年 12 月 13 日         | 22 年 1 月 18 日  |
| 第 II 回<br>短 答 式 |                | 22 年 2 月 12 日 | 22 年 2 月 26 日 | 22 年 5 月 23 日          | 22 年 6 月 18 日  |
| 論 文 式           | 21 年 12 月 9 日  | —             |               | 22 年 8 月 20 日<br>～22 日 | 22 年 11 月 15 日 |

《第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要》

- ・ 短答式試験受験者 17,583 人
- ・ 短答式試験合格者 1,576 人（合格率 9.0%）

平成 22 年第Ⅰ回短答式試験は平成 21 年 12 月 13 日に実施し、願書提出者（受験者）は 17,583 人であった。

この第Ⅰ回短答式試験の願書提出は、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については第Ⅱ回に願書を提出することとしている。

（参考）当該試験の合格者は、総点数の 71%以上を取得した者。ただし、1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

#### 4. 受験者等への情報発信

##### ① 広報活動

多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、審査会では試験に関する広報活動の強化を図っている。

具体的には、全国の大学等で、会長及び常勤委員により、審査会の活動、公認会計士試験制度の概要、公認会計士に期待される役割等をテーマとした講演を行っている。また、女性に公認会計士等に対する関心を深めてもらうため、女子大や女子高でも講演等を行っているところである。

このような講演等を、平成 21 年度においては全国 20 大学等で実施した（P131 資料 3－3 参照）。

##### ② 公認会計士試験 Q & A の更新

受験者の利便性向上等のため、「公認会計士試験 Q & A」を作成し、平成 17 年 7 月から審査会ホームページに掲載し、随時更新しているところである。平成 21 年度においても、短答式試験の年 2 回実施に伴う免除申請に関する説明等の追加（平成 21 年 9 月）や、公認会計士試験合格者等に期待される経済界における活躍に関する説明の追加（平成 21 年 10 月）を行った。

③ 新型インフルエンザへの対応

新型インフルエンザの国内感染の拡大を受け、平成 21 年 5 月の平成 21 年短答式試験及び同年 12 月の平成 22 年第 I 回短答式試験においては、新型インフルエンザ対策本部による「基本的対処方針」等を踏まえ、受験者に対し、マスク着用や咳エチケットの励行等について、審査会ホームページや試験場において呼び掛けを行った。

5. その他

① 公認会計士試験合格者等をめぐる状況への対応

新試験制度での合格者数の増加等の状況や、公認会計士となるために必要な業務補助等の環境整備の状況を踏まえ、審査会、金融庁、協会、日本経済団体連合会などの関係者間で課題と対応策を議論するため、平成 21 年 4 月より、公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会が実施された。

意見交換の結果については、金融庁から同年 7 月に「中間取りまとめ」の形で公表され、関係機関において、課題解決に向けた当面の対応策（アクションプラン）を積極的に進めることとされた（P31 トピック、P132 資料 3－4、P141 資料 3－5 参照）。

審査会では、このアクションプランに基づき、金融庁及び協会などの関係機関とともに、公認会計士試験合格者の活動領域の拡大等に向けて取り組むこととしている。

そのような取組みの一環として、審査会ホームページ、願書の配付、試験の実施、合格通知などの場面において、試験合格者等の活動領域の拡大等に関する情報発信やパンフレットの配布を行い、試験受験者及び合格者等における意識改革に向けた周知活動の取組みを行った。

（参考） 上記のほか、公認会計士試験合格者の経済界等への就職が進んでいない状況や、実務経験を得られず公認会計士の資格を取得できないおそれが高まっていること等を踏まえ、平成 21 年 12 月、金融庁に金融担当副大臣を座長とする「公認会計士制度に関する懇談会」が設置され、公認会計士試験・資格制度等について、関係者間での検討が行われることとなった。

② 公認会計士試験の実施に係る市場化テスト

平成 21 年 7 月 10 日に公共サービス改革基本方針改定が閣議決定され、公認会計士試験業務の一部について、公共サービス改革法に基づき、民



間競争入札を実施することとされた。これにより、財務局の実施する受験願書の確認、試験会場の確保、試験の立会等の試験実施業務が市場化テストの対象業務となり、平成 23 年度（平成 24 年試験）から関東財務局において実施することとなった。